スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添２「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示しするとおりです。

■複合型施設の場合の確認手順

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

1. 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
2. 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
3. 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
4. 専有部分の面積に、（３）で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

■面積按分の仕方の例

建物全体の総床面積　９８４．６０㎡（３階建て）

１階：屋内駐車場　　　　　　　　　　１００．００㎡（補助対象外部分）

　　　デイサービスセンター　　　　　２２８．２０㎡（補助対象外施設：①）

２階：認知症高齢者グループホーム　　１９２．８０㎡（補助対象施設：②）

　　　小規模多機能型居宅介護事業所　１３５．４０㎡（補助対象施設：③）

３階：認知症高齢者グループホーム　　３２８．２０㎡（補助対象施設：②）

手順１：専有面積の確認

1. デイサービスセンター　　　　　２０４．６０㎡
2. 認知症高齢者グループホーム　　４９５．８０㎡
3. 小規模多機能型居宅介護事業所　１１７．３０㎡
4. 専有面積の合計　①＋②＋③＝　８１７．７０㎡

　手順２：共有部分の面積の確定

　建物の総床面積　９８４．６０㎡－専有部分の面積の合計　８１７．７０㎡－

補助対象外部分（屋内駐車場）１００．００㎡　＝共有部分の面積　６６．９０㎡

手順３：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

② 認知症高齢者グループホーム

共有部分の面積　６６．９０㎡×（認知症高齢者グループホームの専有面積

４９５．８０㎡÷専有面積の合計　８１７．７０㎡）＝４０．５６㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積　６６．９０㎡×（小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積

１１７．３０㎡÷専有面積の合計　８１７．７０㎡）＝９．６０㎡

手順４：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

② 認知症高齢者グループホーム

４９５．８０㎡＋４０．５６㎡＝５３６．３６㎡

小数点以下第一位を四捨五入し、５３６㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

１１７．３０㎡＋９．６０㎡＝１２６．９０㎡

小数点以下第一位を四捨五入し、１２７㎡

■留意点

ア　複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。

イ　㎡単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。

ウ　按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。

エ　共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。

オ　消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。（次頁の例を参照。）

例）補助対象面積５００㎡、補助対象外面積３００㎡の複合型施設

①消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が３，０００千円の場合

・消火ポンプユニット等

３，０００千円×５００㎡／８００㎡＝１，８７５千円

　　　　　１，８７５千円≦２，３２０千円のため、算定額１，８７５千円

・スプリンクラー

９．２６千円×５００㎡＝４，６３０千円

　　　　・協議額　１，８７５千円＋４，６３０千円＝６，５０５千円

②消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が５，０００千円の場合

・消火ポンプユニット等

　５，０００千円×５００㎡／８００㎡＝３，１２５千円

３，１２５千円≧２，３２０千円のため、算定額２，３２０千円

・スプリンクラー

９．２６千円×５００㎡＝４，６３０千円

・協議額　２，３２０千円＋４，６３０千円＝６，９５０千円